

「固定資産相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」の手引き

土地や家屋の所有者が死亡された場合は、その固定資産税の納税義務者は、賦課期日において「現に所有している者（現所有者）」（相続人）が納税義務者となります。

つきましては、愛南町税条例第74条の3の規定により、令和2年4月1日以降に現所有者であることを知った者は、申告が必要となります。下記事項の記載内容にご留意のうえ、別紙「固定資産相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」に必要事項を記入し、提出してください。ただし、すでに相続登記など所有権移転の手続が完了されている場合は、この申告の必要はありません。

なお、提出期限については、現所有者であることを知った日から3か月以内に提出いただきますようよろしくお願いいたします。（提出期限が過ぎている場合でも、なるべく早く提出されるようお願いします。）

また、この届出により固定資産税の納税義務者が変更されますが、登記簿上の所有権が移転するものではありません。

記

1 現に所有しているもの（現所有者）について

- (1) 固定資産税は、賦課期日（1月1日）現在、登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方（以下、「台帳上の所有者」という。）に課税することになっています。
- (2) 賦課期日前に台帳上の所有者が死亡している場合には、賦課期日現在においてその土地又は家屋を現に所有している方が固定資産税の納税義務者となります。（地方税法第343条第2項）個人の場合、主として相続人がこれに該当します。
- (3) 共有で相続した場合や遺産分割が完了していない場合は、所有者が複数になりますので、代表者を選んでいただきます。（遺産分割が完了するまでは当該固定資産は相続人全員の共有となり、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。）

2 「現所有者」として届出いただく方の範囲と届出について

「現所有者代表」欄は、被相続人の固定資産について相続権を有する方の中で代表になられる方をご記入ください。なお、現所有者代表を決定するにあたっては、相続権を有する全ての方とご協議のうえ決定してください。

また、「代表以外の現所有者」欄には、現所有者代表の方以外の相続権を有する全ての方をご記入ください。

3 添付書類について

次の①から④の項目に該当する場合は、各項目に掲げる書類を添付してください。

- ① 遺産分割協議書が作成されている場合は、「遺産分割協議書の写し」
- ② 亡くなられた方の遺言書がある場合は、「遺言書の写し」
- ③ 相続人のなかに相続放棄された方がいる場合は、「相続放棄申述受理証明書の写し」
- ④ 相続人全員で相続の限定承認をされた場合は、「相続の限定承認申述受理証明書の写し」

4 マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載と本人確認について

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、申告書を提出する場合は、マイナンバーを記載していただくことになりました。個人の方は12桁のマイナンバーを、法人にあっては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載してください。

○本人確認資料について



本町がマイナンバー（個人番号）を記載した申告書の提出を受ける際には、なりすまし行為を防ぐため「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条に基づいた番号確認（正しい番号であることの確認）及び身元確認（申請者が番号の正しい持ち主であることの確認）を行いますのでご協力をお願いします。

窓口で提出する場合は、次の（1）又は（2）の本人確認資料を持参してください。

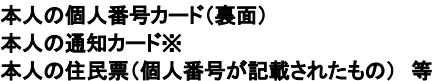
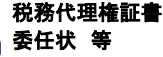
郵送による提出の場合は、それぞれの写しを同封してください。

（注：法人番号を記載する場合は、本人確認資料の添付は必要ありません。）

(1) 本人（現所有者代表）が申告書を提出する場合

		番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送			
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(裏面) ・住民票(個人番号が記載されたもの) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(表面) ・運転免許証 等

(2) 代理人が申告書を提出する場合

		本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送				
	<ul style="list-style-type: none"> 本人の個人番号カード(裏面) 本人の通知カード※ 本人の住民票(個人番号が記載されたもの) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の個人番号カード(表面) 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等 	<ul style="list-style-type: none"> 税務代理権証書 委任状 等 	

※ 通知カードは、記載事項の変更がない場合に限り番号確認資料として有効です。

○その他

マイナンバーの記載がない場合であっても、申告書は有効なものとして受理します。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、申告書への記載はないものとして受理します。

5 固定資産税納税通知書の送付について

民法第898条及び地方税法第10条の2の規定により相続権を有する全ての方が納税義務者となりますが、固定資産税納税通知書は現所有者代表の方に送付いたします。

6 所有権移転登記との関係について

被相続人の死亡した年内（固定資産を所有されている方がお亡くなりになられた年の12月31日まで）に、相続等の所有権移転登記が行われた場合は、本申告書の提出の有無に関わらず、登記名義人が新たな台帳上の所有者として課税されます。

7 その他の注意事項について

(1) 未登記家屋がある場合

被相続人（亡くなられた方）が、未登記の家屋をお持ちであった場合は、その家屋の新たな所有者を把握するために必要ですので、その家屋についての表示登記を行われるか、「未登記所有者変更申告書」の提出をお願いします。

(2) 口座振替を利用の場合

被相続人（亡くなられた方）が、口座振替を利用されていた場合は、口座の利用ができなくなりますので、引き続き口座振替を希望される方は、新たに手続きをお願いします。

8 提出先・お問い合わせ先

〒798-4196
 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
 愛南町役場 税務課 資産税係
 電話 (0895) 72-7301 (直通)